

令和 6 年 亀 岡 市 議 会 定 例 会 9 月 議 会
提 案 理 由 説 明 書

令和 6 年 8 月 3 0 日

本日ここに、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
ます。

それでは、9月議会に提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

第1号議案の一般会計補正予算は、12億5,130万円を追加し、
予算総額を449億5,990万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、総務費におきましては、令和7年度に
予定をしております改正戸籍法の施行に向けて、戸籍に氏名の振り仮名
を記載するための通知書作成等に要する経費について、戸籍住民基本台
帳経費に939万円を計上しております。また、令和5年度亀岡市一般
会計の決算上に生じた剰余金の一部について、財政調整基金に積み立て
る経費として、財産管理経費に6億5,000万円を計上しております。
す。

民生費におきましては、公立保育所において災害に強く、安全で快適
な保育環境を整備する経費を公立保育所等施設運営経費に337万円を
計上しております。

衛生費におきましては、令和6年度から新型コロナワクチン接種につ
いて、予防接種法に基づく定期接種として規定されたことに伴い、65歳
以上の高齢者等を対象に予防接種を実施し、重症化予防を推進するため
の経費を予防接種経費に1億9,646万円を計上しております。

農林水産業費におきましては、公共施設の安全で適正な管理の観点から老朽化が進む、きのこ生産施設の整備に要する経費として、農業事務経費に1,500万円を計上しております。また、オーガニックビレッジ宣言に基づく有機農業の推進について、新たなビジネスの立ち上げを支援するための経費として食農ブランド事業経費に2,500万円を計上しております。

土木費におきましては、JR西日本の株式を取得することで、株主としての発言力を高めるとともに、利用者や市民の皆様をはじめ、幅広い関係者に公共交通政策への関心を喚起するための経費として、土木管理事務経費に1億円を計上しております。また、地域こん談会等の要望を踏まえ、生活道路などの機能維持や安全対策を行う経費などを計上しております。

消防費におきましては、亀岡中部地区圃場整備事業に関連してデジタル防災行政無線の移設に要する経費を災害対策経費に581万円を計上しております。

教育費におきましては、国のGIGAスクール構想に基づき整備したタブレットについて、耐用年数等を踏まえ2学年分の端末更新を行い、学習環境の充実を図るための経費を小学校費及び中学校費の情報教育推進経費に、あわせて1億742万円を計上しております。

さらに、災害復旧費におきましては、令和6年5月豪雨において被害を

受けた林道の復旧経費として、現年林業用施設災害復旧事業費に500万円を計上しております。

その他、補助金等の財源を確保した事務事業経費等をはじめとしまして年間の必要経費を見込み、必要最小限の行政経費の計上を基本に、所要の経費を補正するものでございまして、詳細につきましては、それぞれの御審議をいただく過程におきまして御説明申し上げることといたしております。

これらの財源につきましては、国・府支出金、繰入金、市債等の特定財源と繰越金の一般財源で措置いたしております。

次に、債務負担行為につきましては、JR千代川駅東西自由通路の整備について、JR西日本と基本協定を締結し、事業の計画的な推進を図るため、また、市立小・中・義務教育学校全児童生徒が大阪・関西万博を校外学習の場とするための移動手段等の経費について、計画的な事務執行を進める必要があることから、地方自治法第214条の規定により、予算に定めるものでございます。

第2号議案の介護保険事業特別会計補正予算は、過年度国庫支出金等の精算による返納金として、所要額9,191万円を追加するものでございます。

第3号議案の水道事業会計補正予算は、水道施設運転監視業務の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

次に、第４号議案から第７号議案までの４議案は、条例議案でございます。

第４号議案の手数料徴収条例の一部改正は、個人番号カードの機能を活用した「行かない窓口」・「待たない窓口」の実現に向けて、コンビニ交付サービスによる証明書等の交付手数料を市役所窓口で発行する際の手数料よりも安価にすることで、個人番号カードの利用を促進し、市民の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

第５号議案のこども医療費助成条例等の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行により、従来の健康保険証が廃止されることに伴い、関係する条例について、必要な改正を行おうとするものでございます。

次に、第６号議案の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、国の保育所等における３歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準の見直しに基づき、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における職員の配置基準を改正しようとするものでございます。

第７号議案の空家等対策の推進に関する条例の一部改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、使用目的のない空家の増加を防止し、有効活用を進めるため、法に基づく管理不全空家の認定及び緊急代執行等について条例に規定しようとするものでございます。

第 8 号議案から第 47 号議案までの 40 議案は、令和 5 年度の亀岡市一般会計及び特別会計の決算認定議案でございます。

各会計の歳入歳出決算につきまして、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

第 48 号議案の財産の取得につきましては、塵芥車の更新計画に基づき塵芥車を 3 台購入するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第 49 号議案は、辺地総合整備計画の策定に関する議案でございます。て、畑野町千ヶ畑及び土ヶ畑地区において、育親学園への通学対策としてスクールバスを導入し、児童の負担軽減と安全確保を図ろうとするものでございます。

第 50 号議案の市道路線の認定につきましては、新たに 2 路線を認定しようとするものでございます。

第 51 号議案及び第 52 号議案は、水道事業会計、下水道事業会計それぞれの事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしく
お願い申し上げます。